

茨城県高等学校等奨学生のみなさんへ（令和8年3月貸与終了）

- 1 茨城県高等学校等奨学資金貸与総額（令和8年3月分まで）について
在学する学校の奨学金担当者にお知らせしていますので、ご確認ください。

- 2 提出書類
 - (1) 奨学資金借用証書・奨学資金返還計画書
 - ・連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付してください。
 - ・必ず、奨学生本人・連帯保証人2名が自筆で記名押印すること。
 - ※「茨城県高等学校等奨学資金返還の手引き」9ページからの記入要領を参考に記入してください。

 - (2) 奨学資金返還猶予申請書・添付書類（※返還猶予希望者のみ提出）
 - ・「奨学資金返還猶予申請書」の添付書類（在学証明書・学生証の写し等）は、令和8年4月24日（金）までに下記の提出先まで提出してください。
 - ※記入においては、返還の手引きの7ページを参照してください。
 - ※返還猶予申請書の提出があっても、添付書類（在学証明書・学生証の写し等）の提出がない場合は猶予決定ができないため、直近の返還始期から返還開始となりますのでご注意ください。
 - ※返還のための納入通知書を送付した後に、遡っての返還猶予はできません。

 - (3) 茨城県高等学校等奨学資金返還手続チェックシート（奨学生用）
 - ※チェックしたものを学校に提出してください。

- 3 提出期限
茨城県教育委員会への提出期限 令和8年2月20日（金）
※各学校の奨学金担当者を通じて提出していただきますので、各学校で指定する提出期限内に提出をお願いいたします。

- 4 留意事項
 - (1) 返還猶予申請書及び返還計画書等の内容に変更が生じた場合には、速やかに下記問合せ先まで連絡願います。
 - (2) 全額一括返還を希望される場合は、納入通知書を発行いたしますので、下記担当まで連絡をお願いします。
 - (3) 返還書類が提出されない場合、貸与総額を一括して請求となりますのでご注意ください。

<問合せ・提出先>

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当 松岡

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-5245 / E-mail : kokyo@pref.ibaraki.lg.jp